

クレジットカード決済導入業務仕様書

令和8（2026）年1月

栃木県会計局会計管理課

1 業務名

クレジットカード決済導入業務

2 業務の目的

本業務は、栃木県が行う支出の方法としてクレジットカード決済を導入することにより会計事務の効率化を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

4 クレジットカード決済について

(1) 主な対象経費

ア 公共料金：電気料金、電話料金（携帯電話料金を含む）、上下水道料金、ガス料金等

イ 出張経費：ガソリン代、レンタカ一代等

ただし、職員等の旅費に関する条例（昭和36年栃木県条例第49号）※に規定する旅費（鉄道賃、航空賃、宿泊料等）は含まない。

※URL：https://www.pref.tochigi.lg.jp/reiki/reiki_honbun/e101RG00000055.html

(2) 調達するクレジットカードの要件

ア クレジットカードの種別

(ア) 法人カード（プラスチックカード発行）であること

(イ) カード名義は、所属名など任意で設定及び変更ができること

(ウ) 追加費用が発生することなく、カードの追加発行ができること

(エ) 有効期限を付す場合、期限前に新たなカードを発行すること

(オ) 所属別にクレジットカード決済及び請求書発行ができること

(カ) 日本国内外で利用できること

(キ) 利用可能なブランドには、Visa、Mastercard、JCB のいずれかを含むこと

イ クレジットカードの利用可能額

利用最低金額は定めない。その他は、県と協議の上で決定する。

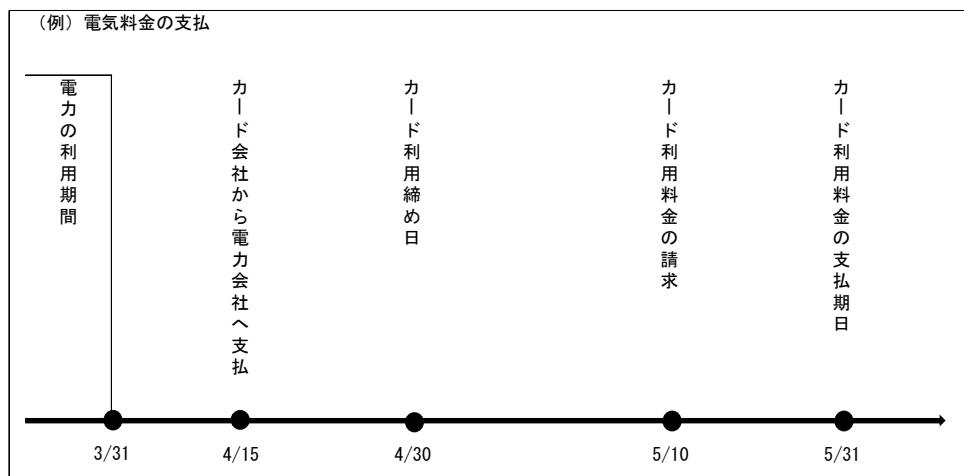
(3) クレジットカード決済に関する利用明細及び請求

ア 利用明細書及び請求書の作成

受託者は、各所属に対して利用明細書及び請求書を作成し、取引内容を確認できるようにすること。利用明細書には「取引年月日」、「取引先」、「取引金額」及び「支払回数」を記載すること。なお、利用明細書及び請求書をWEB上で発行可能な場合、その旨を企画提案書に記載すること。

イ クレジットカード利用料金の支払

原則として、クレジットカード利用の締め日は毎月末日とし、締め日の翌月 10 日頃までに各所属に対して、請求を行い、締め日の翌月末日を支払期日とすること。また、クレジットカード利用料金の支払方法は銀行振込とし、請求書に振込先の口座情報を記載すること。なお、請求に基づくクレジットカード利用料金の銀行振込は、複数日に分かれる場合がある。



(4) クレジットカード決済を利用する所属数

約 100 所属とし、最大約 250 所属を想定する。

5 契約額

本契約に係る手数料及び年会費は一切生じないものとすること。

6 その他

- (1) 県のクレジットカード決済の導入について、適切なサポートを行うものとすること。
- (2) 第三者による不正利用等に対する防止策を備えていること。
- (3) 県は、本契約の効果を常に検証し、業務効率化の実現に向けて、契約内容の見直し及び改善策の検討を行うものとし、受託者は、必要に応じて県に情報を提供するものとする。
- (4) 本仕様書に記載のない事項や疑義等が生じた場合については、県及び受託者双方の協議の上、決定すること。